

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案要綱の正誤

正	誤
<p>第四 預金保険機構の業務の特例等</p> <p>一 {略}</p> <p>二 預金保険法等の適用</p> <p>1 この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用し、所要の<u>読替え</u>を定めるものとする。</p> <p>2 {略}</p> <p>三～七 {略}</p>	<p>第四 預金保険機構の業務の特例等</p> <p>一 {略}</p> <p>二 預金保険法等の適用</p> <p>1 この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用し、所要の<u>読替</u>を定めるものとする。</p> <p>2 {略}</p> <p>三～七 {略}</p>

備考 {略} は本正誤においての省略を表す。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案参照条文の正誤

正	誤
<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄） {略} （利用範囲） 第九条 {略} 2・3 {略}</p> <p>4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、<u>激甚</u>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>5 {略}</p> <p>○デジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）（抄） {略} （利用の機会等の格差の是正） 第八条 デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が<u>着実</u>に図られなければならない。</p>	<p>【9 頁】</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄） {略} （利用範囲） 第九条 {略} 2・3 {略}</p> <p>4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、<u>激甚</u>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>5 {略}</p> <p>【11 頁】</p> <p>○デジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）（抄） {略} （利用の機会等の格差の是正） 第八条 デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が<u>積極的</u>に図られなければならない。</p>

備考 {略} は本正誤においての省略を表す。